

景観形成基準チェックシート

景観形成地域：開発行為等

基準	事項	記入欄		市審査欄		
		適	不適	適	不適	
指針	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為					<ul style="list-style-type: none"> ・出来る限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう配慮すること。 ・のり面は出来る限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化による修景に配慮すること。

基準	事項	記入欄		市審査欄		
		適	不適	適	不適	
指針	土地の形質の変更					<ul style="list-style-type: none"> ・出来る限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう配慮すること。 ・のり面は出来る限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化による修景に配慮すること。 ・駐車場等では積極的な中高木緑化をすること。（緑化により空間を分節する。）

基準	事項	記入欄		市審査欄		
		適	不適	適	不適	
指針	屋外における物件の堆積					<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物は出来る限り、高さ5m以下、かつ面積1,000㎡以下とし、安全確保はもとより、周辺から見て、不快感を与えないように、緑化等により修景すること。

基準	事項	記入欄		市審査欄		
		適	不適	適	不適	
指針	鉱物の掘採又は土石の採取					<ul style="list-style-type: none"> ・掘採又は土石の採取の場所が道路等から見えないよう樹木または塀等で修景すること。 ・掘採及び採取後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化等で自然を復元すること。

※景観形成のために特に配慮した内容または配慮できなかった理由

備考

1 計画において、景観形成基準に特に配慮した事項がある場合「適」及び特に配慮できなかった事項がある場合「不適」の欄にチェックすること。

- 2 計画において、景観形成基準に特に配慮した内容、または配慮できなかった事項がある場合は理由について記載すること。
- 3 太枠の欄は、記載しないこと。